

## 5. 税金等に関する手続き

### ① 町民税・県民税(住民税)が課税されていた方

手続き	相続人代表者指定届の提出		
期 限	速やかに	手続できる人	相続人
持ち物	【法定相続人が相続する場合】 <input type="checkbox"/> 原則不要 【法定相続人以外が相続する場合】 <input type="checkbox"/> 遺言書の写し等		
詳 細	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方に町民税・県民税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</li> <li>・相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、提出してください。</li> </ul> ※ 相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。		
問合せ先	税務課（総合庁舎1階・2番・みどり色の窓口） ☎0748-58-3750		

### ② 町税等の納付ができていない方

手続き	納付の手続き		
期 限	納付書の支払期限まで	手続できる人	相続人等
持ち物	≪口座振替を希望の場合≫ <input type="checkbox"/> 振込口座番号のわかる通帳等 <input type="checkbox"/> 口座振替を希望する通帳の届出印 <input type="checkbox"/> 納税通知書		
詳 細	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の町税の納付が済んでいない場合は、相続人の方に代わって納付していただく必要があります。</li> <li>・すでに届いている納付書により納付をしてください。</li> <li>・亡くなられた方の口座から引落しをされていた場合、継続はできません。引き続き口座振替でのお支払いをご希望の場合は、相続人代表者指定届のお手続きをされたのちに、金融機関の窓口で新たに別の方の口座振替の手続きをしてください。</li> </ul>		
問合せ先	税務課（総合庁舎1階・2番・みどり色の窓口） ☎0748-58-3750		

MEMO

## 5. 税金等に関する手続き

### ③ 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有していた方

手続き	廃車または名義変更の手続き		
期限	【 廃車の場合 】 死亡日から30日以内 【名義変更の場合】 死亡日から15日以内		
手続きできる人	①相続人                      ②相続人と同居の家族                      ③その他 ※ ③の場合は、相続人からの委任状が必要		
持ち物	≪廃車の場合≫ <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍等) <input type="checkbox"/> 相続人からの委任状 ※相続人以外の方が手続きする場合  ≪名義変更の場合≫ <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍等) <input type="checkbox"/> 相続人からの委任状 ※相続人以外の方が手続きする場合		
詳細	・亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車の手続きをしてください。 ・亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続する場合、必ず名義変更の手続きをしてください。		
問合せ先	税務課 (総合庁舎1階・2番・みどり色の窓口) ☎0748-58-3750		

### ④ 固定資産(土地等)を持っていた方

手続き	固定資産現所有者申告書の提出		
期限	速やかに	手続きできる人	遺族
持ち物	【法定相続人が相続する場合】 <input type="checkbox"/> 原則不要 【法定相続人以外が相続する場合】 <input type="checkbox"/> 遺言書の写し等		
詳細	・固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※ <u>相続登記は別途法務局でのお手続きが必要です。</u>  ※ 相当の期間内に「固定資産現所有者申告書」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。		
問合せ先	税務課 (総合庁舎1階・2番・みどり色の窓口) ☎0748-58-3750		